

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【公表番号】特表2006-528084(P2006-528084A)

【公表日】平成18年12月14日(2006.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2006-049

【出願番号】特願2006-530699(P2006-530699)

【国際特許分類】

B 24 D 3/00 (2006.01)

B 24 D 7/00 (2006.01)

B 24 D 7/18 (2006.01)

【F I】

B 24 D 3/00 3 2 0 B

B 24 D 3/00 3 3 0 G

B 24 D 7/00 P

B 24 D 7/18 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項12

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項12】

非平面の界面が、研磨要素の周囲にあって、研磨要素の周囲の少なくとも一部に、および支持体内へと延在する輪を画定する段と、支持体内へと延在し、周囲の輪を確定する段の境界内に制限された十字形窪みとを有することを特徴とする、請求項1～9のいずれか1項に記載の要素。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

多結晶ダイアモンド・テーブルは、作業表面の隣に触媒材料が希薄な領域を有する。概して、この領域は触媒材料が実質的に存在しない。この領域は、作業表面から多結晶ダイアモンド内へと概ね500ミクロン以内の深さまで延在する。